

平成二十八年二月十五日提出
質問第一三〇号

省庁の非通知電話に関する質問主意書

提出者
仲里利信

省庁の非通知電話に関する質問主意書

本職が省庁に質問や資料提供依頼を行ったところ、省庁からの返答とおぼしき電話があったが、非通知電話であり、迷惑電話の可能性もあつたためとりあえず着信を拒否した。その後改めて省庁から電話番号の表示がある電話があつた。ひととおりのやり取りを終えた後に、非通知電話の有無やその理由を問い質したところ、非通知電話を行ったことや非通知から通知への変更が極めて簡単な操作で行うことができることは認めたものの、非通知にしている理由や統一に行われているか否かについては回答することができなかった。そこでお尋ねする。

- 一 政府は、省庁から発せられる対外的な電話番号が非通知で行われている事実を認識しているか。
- 二 省庁の対外的な電話が非通知で行われている理由は何か。いつごろから行われているのか。全ての省庁でそうか。
- 三 振り込み詐欺や援助交際等の電話が非通知で行われ、多大な被害をもたらしている状況に鑑み、政府は一丸となって対策防止の一環として取り組んでいる最中に、おひざ元の省庁の対外的な電話がこの体たらくでは示しがつかないと思われる。政府の認識を問う。

四 国民や民間団体、官公署、国会議員などとのやりとりの際に、自らの連絡先を明示して対応することは、省庁の最低限度のマナーであると本職は承知しているが、政府の認識はどうか。

五 今後の改善策はどうか。

右質問する。